

第6回 東京都児童福祉審議会専門部会
(児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み
(子供アドボケイト)の在り方に関する検討)

議事録

1 日時 令和4年11月22日(火) 18時30分～20時46分

2 場所 都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 議事

(1) 第5回専門部会での主な意見について

(2) 子供の意見表明等を支援する仕組みの在り方について

2 今後の予定等

(閉会)

3 出席委員:

磯谷部会長、藤岡副部会長、伊藤委員、内山委員、柏女委員、川瀬委員、佐久間委員、
田中委員、永野委員、能登委員、松原委員、武藤委員、山下委員

4 配布資料

【資料】

資料1 第5回専門部会での主な意見

資料2 先行事例から考える意見表明等支援員の担い手

資料3 措置内容に関する児童福祉審議会への申立の仕組み

資料4 措置内容に関する児童福祉審議会への申立及び審議会結果報告のフロー

資料5 東京都児童福祉審議会提言(骨子)

資料6 専門部会開催スケジュール

開 会

午後6時30分

○小林子供・子育て計画担当課長 それでは、お待たせいたしました。本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様方の御出席の状況について御報告させていただきます。本日、全員の委員の方に御出席をいただいております。

なお、私ども事務局ですけれども、理事の木村が公務で遅れておまして、終わり次第出席させていただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に本日の会議資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、机上にお配りをしているものを使って審議を進めていただきたいと思いますと思っております。

まず、会議次第がございます。

それから、資料1といたしまして前回の意見を復習している「第5回専門部会での主な意見」が1枚。

それから資料2「先行事例から考える意見表明等支援員の担い手」が1枚。

資料3といたしまして「措置内容に関する児童福祉審議会への申立の仕組み」が1枚。

そして、資料4で「措置内容に関する児童福祉審議会の申立及び審議結果報告のフロー」。

資料5といたしまして、提言の骨子（案）が何枚か、A4の縦でございます。

最後に資料6で今後のスケジュールをお示ししているものとなっております。

皆様のお手元で過不足はございませんでしょうか。

では、こちらで御審議いただければと思います。

本部会ですけれども、公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますのでよろしくお願いいたします。

また、御発言に際しましては、マイクのスタンドにありますボタンを押してから御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行は磯谷部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○磯谷部会長 皆様、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に入りたいと思っております。前回は、子供の意見表明等を支援する体制

の構築について議論を行いました。本日は、まず前回の本部会における議論を振り返ります。その後、「子供の意見表明等を支援する仕組みの在り方について」、事務局から資料の御説明をいただいた上で具体的な議論を深めてまいりたいと思います。

それでは、まず議事（１）の「第５回専門部会での主な意見について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○小林子供・子育て計画担当課長 それでは、資料１をご覧ください。

前回いただきました主な御意見を「意見表明等支援の体制について」、それから「意見表明等支援員の担い手について」、「提言（案）のとりまとめについて」、「その他」に分けて記載をしております。

まず１点目の「意見表明等支援の体制について」は、

「・意見表明等を支援する体制が十分に機能しているか検証するための仕組みが必要である

・初めて会う大人には話をできない子供もいることを念頭に置き、意見表明等支援員が子供の意見を聴けたかどうかを客観的に確認する仕組みが必要ではないか

・意見表明等支援員は、希望制ではなく、原則として対象となる子供に付く制度とし、子供が希望しない場合のみ支援から外れるオプトアウトの方式としてはどうか

・第三者委員が意見表明を支援できるよう、第三者委員の研修などについても検討が必要ではないか」

このような御意見をいただきました。

次に「意見表明等支援員の担い手について」でございます。

「・支援する場面に応じて、弁護士、福祉専門職、社会的養護経験者など幅広く人材を確保できると良いのではないか

・チームのように様々な人材が互いに補い合える体制にできると良いのではないか

・子供の権利擁護の担保や、関係機関との連携のため、研修等により資質を確保することが重要である

・担い手の養成や必要な資質については、先行事例を踏まえて更に検討できると良いのではないか」

このような御意見をいただきました。

先行事例を踏まえた担い手の資質等の検討につきましては、後ほど資料２で改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

続いて「提言（案）のとりまとめについて」に関する御意見でございます。

「・冒頭に、意見表明等支援は、子供の権利保障のための仕組みであること、子供の権利保障を子供主体で考えることが重要であることを記載する必要があるのではないか

・意見表明等支援員のモデル実施に関する内容は、意見表明等を支援する仕組みの全体像と分けて記載すると分かりやすいのではないか」

などの御意見をいただいております。

最後に「その他」です。

「・社会的養護経験者の参画方法について検討が必要ではないか

・施設等の現場で取り組むべき内容をまとめた、意見表明等支援の解説本のようなものがあると良いのではないか」

などの御意見がありました。

前回の主な意見は以上となります。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

今、事務局から御説明いただきました内容につきまして御意見や御質問、あとは補足など皆様からございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大体、皆さんうなずいておられる感じで、概ねまとめていただいているとおりに感じでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして議題（２）「子供の意見表明等を支援する仕組みの在り方について」、議論を進めてまいりたいと思います。本議事につきましては、資料２から資料５までについて事務局から一括して御説明をいただいた上で、時間を取って議論していきたいと思います。

それでは、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○小林子供・子育て計画担当課長 それでは、資料２をご覧ください。意見表明等支援員の養成や必要な資質等について先行事例の状況と、それを踏まえた取りまとめ案を説明させていただきます。

まず先行事例の調査結果を資料の上段にまとめております。調査対象といたしましたのは、意見表明等支援員の養成を行っている４つの自治体でございます。

養成研修につきましては、おおむね２０時間から３０時間程度のカリキュラムで実施をされているということでございました。

子供の権利保障や意見表明等支援に関する知識の習得、面接能力の向上等を図る講義の他、実践演習やロールプレイを実施している自治体もございました。

いずれの自治体も、養成研修への応募については資格等の要件は設けていないということでございます。

次に「意見表明等支援員の認定」についてですけれども、養成研修を受講した方がそのまま認定されるというわけではなく、レポートの提出や意見表明等支援員として活動するための更なる追加の研修の受講などが必要になっているということでございます。

更に、いずれの自治体も研修やレポートなどで全ての養成課程を修了した方について、面接等で個別に適性を審査した上で認定しているということでした。

また、実際に意見表明等支援員として登録された方がどのような方かという点、福祉職、心理職、弁護士等の有資格者の方が多いということです。

こうした先行事例の取組をまとめますと、矢印の先に記載しておりますとおり、意見表明等支援員として活動するためには研修を通じた知識やノウハウ等の習得に加えて、子供の年齢や特性に応じた支援を行うための資質を有している必要があるということが言えるのではないかと考えております。

そこで、今後具体的には意見表明等支援員の資質や、専門性の確保について、資料の下端に記載のとおりまとめてはどうかと考えているところでございます。

まず担い手につきましては、子供との信頼関係やコミュニケーションを築く能力を求めたいと考えておまして、児童福祉の現場やNPO等において子供を支援した経験を有する者や、児童福祉施設等の経験者等を基本とすること。

そして、子供の権利擁護や意見表明等支援に関する基本的な考え方、意見表明等支援に関する実践のノウハウ等を習得できるよう、都が研修を行うこと。

加えて、子供の特性や年齢に応じた支援を実施するための更なる取組として、意見表明等支援員が面談や支援の方法について相談できる体制を整えることとしております。

この点につきましては前回宿題になっていたところでございますので、取りまとめに向けまして本日御意見をいただければと考えております。

続きまして、資料3をご覧ください。今度は意見表明等支援事業ではなく、児童福祉審議会への申立てに関する部分でございます。

「措置内容に関する児童福祉審議会への申立ての仕組み」について、まず既存の取組における状況等、それからそれを踏まえました取りまとめに向けた案について御説明をさせて

いただきます。こちらも前回、明確に結論が出ないままになっておりますので、途中まで復習の部分もございますけれども、御説明をさせていただきたいと思えます。

まず資料上段の「現在の状況」でございますが、都で実施している「子供の権利擁護専門相談事業」では、「深刻な権利侵害事案について専門員が子供や関係者の意見を聴き、助言や調整活動を実施」しておりまして、「その上で専門員が必要と認める場合に、児童福祉審議会への諮問が可能」となっております。

また、よく似た仕組みの事業といたしまして「里親養育専門相談事業」という事業がございます。参考として資料の右側に記載をさせていただいておりますが、「専門相談員が里親子と児童相談所の意見を聴き、調整活動を実施」した上で、「里親又は児童相談所が望む場合、又は専門相談員が必要と判断した場合に、児童福祉審議会への報告が可能」という事業になっております。

現状といたしましては三角の矢印の下になりますけれども、いずれの事業も、子供本人が児童福祉審議会に申し立てることができる仕組みとはなっておりません。

しかし、措置内容につきましては子供に影響を与える重大な決定となりますので、子供本人の意向を尊重し、希望に応じて児童福祉審議会委員による審議がなされる体制を整えることが必要ではないかと考えております。

このため、専門部会の提言の案としてまとめる申立ての仕組みについては、資料の下段のとおり仕組みとしてはどうかと考えているところです。

まず「措置内容に関する事案については、子供の意向を尊重し、希望に応じて児童福祉審議会委員による審議がなされるよう、子供が直接申し立てることができる体制を整えること」。ここまではこれまでの御議論でも御了解いただいているところかと思えます。

以降の詳細について特に御議論いただきたいと思っておりますけれども、「申立にあたっては、事前に、関係機関から独立した「調査員」が措置内容を調査し、子供と関係機関の意見を調整することを基本とし、その上でなお子供の合意が得られない場合に、児童福祉審議会に申し立てることができる仕組みとする」こと。

ただし、必ず調査や調整活動を経ないと申立てができないということではなく、「必要に応じて、「調査員」による調査を待たずに申し立てることができる仕組みも整える」としております。

そして、最後になお書きで記載をしておりますけれども、申立てをしている間、措置することができず、子供を不安定な育成環境に長期間置くことになる状況を避けるため、「児

童相談所の措置は、子供の最善の利益を確保するために決定、実施されるべきものであることから、意見表明権を保障するための手段として行われる児童福祉審議会での審議の結果を待たず速やかに行い、子供の安定した育成環境を整えること」としております。

資料3につきましては以上でございます。

続きまして、これに関連する資料4についてもご覧いただければと思います。こちらは、ただいま資料3で御説明いたしました児童福祉審議会への申立てと、審議した結果を報告、子供たちに伝えていくという際のフローをイメージ図として記載したものになります。

先ほどの説明ですと、3つのルートと申しますか、経緯があると考えておりました、資料の左側の申立てのフローですけれども、まず【1】が基本、原則として考えられている流れになっております。この①、②というところが実際に起こる順番になっているわけですが、事前に子供の権利擁護専門相談事業の専門員が子供から相談を受け、調査や調整活動を行うことがまず最初に想定をされております。

そして、④のところでございますけれども、子供が希望する場合には児童福祉審議会に申し立てて、専門員による調査内容が不十分だと判断した場合には、児童福祉審議会の「調査員」が再調査を行う流れを想定しております。

次に、下段の【2】、【3】はそれ以外の例外として考えている流れになっております。

【2】は子供の権利擁護専門相談事業の専門員が相談を受け、調査や調整活動を開始しますが、その途中で調査結果を待たずに子供が児童福祉審議会への申立てを希望した場合を想定しております。この場合は、児童福祉審議会から専門員に対して引き続き調査をするように指示を出し、その調査結果を踏まえて審議する流れを想定しております。

【3】は、専門員への相談を経ずに直接子供が児童福祉審議会に申し立てる流れです。この場合は、申立てを受けた後に児童福祉審議会の「調査員」が調査を行い、その結果を踏まえて審議するという流れを想定しております。

この3つのルートで申立てを受け付けまして、児童福祉審議会での審議を行った後、子供や児童相談所、施設、里親等の関係者に審議結果を報告する流れを資料の右側に記載しております。

審議結果を誰がお伝えしていくのかということですが、調査の段階で子供と話をしている専門員や「調査員」が伝達するという流れや、もしくは児童福祉審議会の事務局が伝達するという流れが考えられるのではないかと考えておりました、全て並列で記載をさせていただきます。

以上が申立てから審議結果の報告までのフローのイメージとなりますが、この中で特に御意見をいただきたい内容を資料の下段に記載をさせていただきます。

まず「調査員」なのですけれども、この「調査員」について子供の権利擁護専門相談事業の専門員が担うことを可能とするかどうか。

それから2点目、子供や関係者に対する審議結果の報告を誰が行うのか。例えば「調査員」が行うのか、行わないのか。

そういった担当する職務の内容を踏まえまして、「調査員」の担い手がどのような方であるとよいのかということなどについて御意見を伺えればと思っております。

資料4の説明については以上でございます。

最後に、資料5の提言（案）の骨子について御説明をさせていただきます。A4縦書きの資料5をご覧ください。

章立てや全体の構成等、これまで御意見をいただいておりますので、そちらを踏まえて整理をしたものとなっております。

まず章立てについて御説明をさせていただきますと、第1章で「背景」、第2章で「児童相談所が関わる子供の意見表明等を支援する仕組みの在り方」、第3章が「児童相談所が関わる子供の意見表明等を支援する仕組みの構築に向けた検討事項」、第4章が「意見表明等支援員のモデル実施」という流れになっております。

それでは、まず1ページ目の第1章ですけれども、1で「国の動向」を簡単にまとめております。

2で「東京都の現状」といたしまして「社会的養護の状況」や「子供の権利擁護の取組」、それからこの専門部会での当事者の参加や、現状把握のための取組といたしまして子供と社会的養護関係者に意見聴取を行っておりますので、その成果を現状のところに取り入れたいと考えております。

第2章についてですけれども、こちらが主な提言の本体になる部分でございます。

まず1といたしまして「意見表明等の理解促進」という項目を起こしております、その中で「提言①」「提言②」が具体的な提言になっております。

「提言①」で子供に対する理解の促進、「提言②」で大人の理解促進について言及をしております。

次の2の「意見表明等を支援する仕組みの充実」ですけれども、まず（1）で「提言③」といたしまして施設等の第三者委員や意見箱の活用促進について触れております。

(2)で「意見表明等支援員の導入」について「提言④」から「提言⑦」で触れておりまして、具体的には導入の場面、職務の内容、担い手、それから効果検証の体制についてそれぞれ言及をしております。

続きまして、「3 児童福祉審議会への申立」では、「提言⑧」から「提言⑩」で、子供本人が児童福祉審議会に申し立てることができる体制、それから申立て案件を審議する委員の専門性、意見聴取への意見表明等支援員の同席や意見の代弁などについて触れております。

現在、この提言につきましては以上の10項目でまとめております。

続きまして、第3章では第2章の提言や、今年度中に国が策定する予定のガイドライン等を踏まえて、今後引き続き検討すべき事項についてまとめております。

最後の第4章ですけれども、これは「意見表明等支援員のモデル実施」についてまとめておりまして、モデル実施の「導入場面」や「担い手」、それから「面談方法」、また更にモデル実施に当たって必要な「検討事項」について記載しております。

以上がこちらの骨子の概要となっております。

以上でございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ここから、今、事務局が御説明いただいた論点について御議論いただきたいと思っておりますけれども、議論の進め方は特に強く縛るつもりはないのですが、やはり児童福祉審議会に関する部分がこれまで十分に議論をされてこなかったと認識していますので、優先度がやや高いかなとも思っております。したがって、この児童福祉審議会への子供自身の申立て、資料で言えば3と4でしょうか。この辺りをまず御意見をいただければと思っております。

その後に意見表明等支援員のお話、これはそれなりにこれまで議論されていたかと思うのですが、また加えて御議論いただきまして、そして最後に提言の在り方などについて御意見を頂戴できればと思っておりますが、皆様としては特にそのような進め方でよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

ありがとうございます。それでは、早速、児童福祉審議会の申立てについて御意見を頂戴したいと思います。特に資料3の仕組みについて少し事務局から御提案いただいていますし、また資料4では具体的に誰がどのようなことを行うか。更には、終わった結果を誰が子供に説明するのかというところもなかなか悩ましい問題かと思っております。

では、どうぞ、この児童福祉審議会の申立てに関して、順不同で結構ですので御意見をいただければと思います。

山下委員、どうぞ。

○山下委員 まず最初に、議論する前にその前提のところでは皆さんの認識を共有したほうがよいのかなと思います。事務局の御提案が少し分かっていないところがあるのですが、今、児童福祉審議会に申立てをするときに、調整であつたり調査を行うのを、子供の権利擁護専門相談事業の専門員と、更に別に「調査員」を立てるのか、それを兼ねるのかということが一つの今日議論するテーマになっているということは分かるのですが、それとは別に子供の意見表明等支援員との関係がよく分からなくて、資料5の2ページ目の「提言⑩」のところだと、児童福祉審議会に申立てをしたときに「意見表明等支援員が同席する」とか、「意見表明等支援員が代弁する」となっています。そうすると、意見表明等支援員と今回の資料4のイラストの入っているほうの専門員や「調査員」との関係は、事務局案としてはどのように区別や整理をされているのか、まずみんなで認識を共有したほうがよいのかなと思いました。

○小林子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

意見表明等支援員は子供の意見を代弁するための方だと思っておりますので、まずは児童福祉審議会の審議そのものをどういう形で進めるのかということも御議論いただかないといけないのかもしれないのですけれども、子供から意見を聞く必要があるというような場合に意見表明等支援員の方に同席していただいたり、代弁していただいたりするということを考えています。

そして、専門員もしくは「調査員」につきましても、前回か前々回でも議論になったと思いますが、児童福祉審議会の審議に足るような様々な状況、情報を揃えて資料を提出するという点について、申し立てる子供に提出いただくということが現実的ではないので、必要な調査や、そういったものを行える何らかの仕組みが必要ではないかというお話があったかと思います。

それを踏まえて、既にあります子供の権利擁護専門員なり、もしくは新しい「調査員」なりがそういった業務を担うというようなことを考えています。ですので、全く別々の方という想定で今、御提案をしております。

○山下委員 ありがとうございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

おそらくこの専門員や「調査員」という方は、例えば児童相談所や施設からも話を聞いたりとか、色々とそういった情報を調べるということまで含まれているのかなと思えました。ありがとうございます。

他はいかがですか。今のように質問でも結構です。

では、武藤さんお願いします。

○武藤委員 基本的な質問なのですけれども、資料4のフロー図のところでも今、子供の権利擁護専門相談事業というのでしょうか。施設での被措置児童等虐待事案に対しての調査などを行う事業かと思えますけれども、今はこの専門員と調査員という方は現実的にいるのかどうかということが少しよく分からないです。

○小林子供・子育て計画担当課長 まず被措置児童等虐待案件の調査を行っている担当と、子供の権利擁護専門相談事業の専門員、調査員というものはイコールではございません。それで、専門員と調査員は現実におりまして、子供の権利擁護専門相談事業では様々な相談が寄せられておりますので、実際に専門員が出向いて調整したり、面談したりという活動を行っております。

○磯谷部会長 この専門員という方を確認すると、今の子供の権利擁護専門相談事業の専門員はたしか3名くらいいらっしゃるのでしょうか。

○小林子供・子育て計画担当課長 はい、そうです。

○磯谷部会長 たしか弁護士や、あとは研究者の方でしたか。

○小林子供・子育て計画担当課長 現在、弁護士2名と、あとは児童福祉の学識経験者の方1名という体制でお願いをしております。

○磯谷部会長 それから、今、小林子供・子育て計画担当課長からあった調査員という方は、ある意味、子供の権利擁護専門相談事業の専門員のためにといいますか、そのために色々事実関係を調査したりだとか、そういったことを今やっていたらっしゃるという理解でよろしかったですか。

○小林子供・子育て計画担当課長 はい、そうです。少しこの資料上の「調査員」というのはややこしいのですけれども、子供の権利擁護専門相談事業では事業のための調査員という方がいまして、これはこの資料上は専門員とは分けて考えていないです。それで、かぎ括弧の「調査員」というのはこの児童福祉審議会での審議のために調査を行う役割の方という意味で使い分けております。

○磯谷部会長 大体お分かりいただけましたか。要するに、子供の権利擁護専門相談事業の

専門員の下にと言っているのかどうか分かりませんが、調査員という方がいらっしゃるって、色々調べていただくのだけれども、それは専門員の中に一応取り込んだ形で記載されているということで、別途、この「調査員」というのは新たに設けるかどうかという理解ですよ。

○小林子供・子育て計画担当課長 はい。

○磯谷部会長 なかなかややこしいですが。

では、川瀬委員をお願いします。

○川瀬委員 関連しての質問になるのですが、今、既にいらっしゃる3名の方、専門員の方への子供からの相談、この【1】のようなケースというのは、もう既に出ていたらすみませんが、実数としては今どれくらいあって、そのうち社会的養護の関係する子供からの相談というのは実情としてはどれくらいあって、新設してきちんとやっていると、どれくらい人を増やしていく必要があるのかというところの少し数的なものを確認できたらと思いますが、いかがでしょうか。

○小林子供・子育て計画担当課長

まず子供の権利擁護専門員による対応件数ですけれども、令和3年度で27件になっています。それで、子供の権利擁護専門相談事業の経路というのが、電話を通じてまず電話の相談員が受け付けて、その結果、専門員による調整が必要なものと、それから施設や一時保護所の権利ノートのはがき、もしくは困りごと相談用紙を経由して専門員が対応するものに大きく分かれています。

それで、この権利ノートのはがきと、困りごと相談用紙の経路の御相談というものを御質問の社会的養護関係の御相談とみなしますと、27件のうち15件になります。

○川瀬委員 それで、おそらくこれが仕組みとして児童福祉審議会に持ち込むことができるのだという普及啓発を併せて行っていくと思うのですが、そうするとおそらく件数が伸びてきて、今の体制ではおそらく対応が難しいというか、厚くしていかなければいけないのかなと考えているのですが、そのように厚みを増していくという方向性でのバージョンアップをしていくという理解でよいのでしょうか。

○小林子供・子育て計画担当課長 そうですね。今はまず、兼ねたら担えるかどうかというところで御提案をさせていただいておりますけれども、それでやはり体制が十分ではない、対応できないということになりますと、それはきちんとした対応ができるように人数を増やすですか、そういったことも考えていかないといけないかなと思っております。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。

他にはいかがですか。

永野委員、お願いします。

○永野委員 ありがとうございます。

資料3の案の◆の最後の4つ目のところなのですが、表記の問題のような気もして、何かつつくようで申し訳ないのですが、「児童相談所の措置は、子供の最善の利益を確保するために決定」で、「意見表明権を保障するための手段として行われる児童福祉審議会での」となっていると思うのですが、本部会では意見表明の先に権利、最善の利益があるというようにたしか確認してきたと思うのですが、これだと二項対立になってしまう読み方ができてしまいそうな気がして、おそらくここで説明したいことは、子供の安定した育成環境を整えつつ、こちらで同時並行で意見表明の児童福祉審議会の調査や調整を進めていくという意味だと思うので、少し表記が対立になってしまうような気がしていて、確認してきたことを守ったほうがよいかと思ったのが1点です。

2点目は同じパートなのですが、私の理解が間違っていたら大変申し訳ないのですが、入所措置等をされなかった場合の申立てというのものもあるわけですね。例えば、一時保護後、家に帰されてしまったけれども保護されたいだとか、そのようなことは結構これまで経験者の方から話されていることはあると思うので、その申立てというのものとすれば、安定した育成環境を整えるということは申立てがあった時点でどのように検討するのかなと思ったのが2点目です。

3点目は初回か何かであったような気もするので、子供の申立てというときの子供の範囲というのは例えば18歳までで区切るのか、それとも今、年齢上限の話が自立支援のところではなくなっていたり、措置延長などがあるとすると18歳で区切らないということもあるのか。それからこれは今、進行形の措置の話か、入所措置等をしなかった話だと思うのですが、過去の入所措置等のことというのがたしか国の子どもの権利擁護に関するワーキングチームでは出ていたというか、私が発言した記憶があるのですが、過去の説明を求めるといようなことというのにも入るのかということは少し議論したほうがよいのかなと思いました。

色々混じっていて申し訳ないのですが、3点です。

○磯谷部会長 まず1つ目のところはおそらく、非常にきれいな書き方をしているのでかえって分かりにくいのだと思いますが、明確に言ってしまうと、意見表明、要するにこの申

立てをされたからといって当然に措置の進行が止まるわけではないということだと思いません。つまり、一旦申立てをされてしまうと、もうにっちもさっちも現場で動きが取れなくなって、何も措置ができないというような話というのは想定もされていないだろうと思うので、1つ目のところはおそらくそのような御趣旨ですよ。

○小林子供・子育て計画担当課長 はい、そうです。

○磯谷部会長 それは、永野委員、よろしいですか。

○永野委員 そのとおりだと思っているのですがけれども、この表記だと最善の利益対意見表明権の保障と読めるところだと思うので、1点目はその書き方をということだけです。

○磯谷部会長 では、そのところはまた表記の問題は検討させていただいて、意味としてはそのようなことかと理解いたしました。

残りの2つについては、事務局でお答えができるところはしていただければと思います。つまり、入所措置等をされなかった場合に申立てができるのかということと、あとは18歳などで区切ってしまうことはないのか。措置延長などがあるけれども、そういった場合には申立てが可能なのか。更には、過去の措置について説明を求めるような申立てというものも可能なのかという御質問かと思いました。

○小林子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

今まで、措置に関することを児童福祉審議会で審議ということで素案として出させていただいていたので、事務局としても結論的にこうしたいというところがあるわけではないのですが、児童福祉審議会の審議の内容としても措置に関する事で、入所措置等をされなかった場合につきましてもそれは対象になるかなとは思っております。

ただし、過去の部分につきましては、まず最初からそれを対象とすることかどうかということとは少し議論の余地があるのかなと思っております。必ず排除するというものではないのですが、まずは現在の措置ですとか、そういったことについて御意見がある方から考えているところではございます。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

まず1つ目の、入所措置等をされなかった場合の件については今、情報が手元にないので、たしか、措置に関する事、という書き方だったかと思うので、今の事務局の御説明は合理的かなと思うのですが、この点について何か他の委員の皆様からございますか。入所措置等をされなかったことについて取り上げるか。

では、柏女委員お願いいたします。

○柏女委員 それは、措置という言葉の中に何を含めるかに関わってくるだろうと思うのです。措置をしなかったということは、一時保護を解除するということは行政処分ですので、これは措置に当たるとしてしまえばよいわけで、一時保護を解除するということは子供たちやケースによっては不利益処分になるので、行政手続法の対象になるということだと思いますから、当然入ってくるだろうと思います。

それから、施設入所した子供の措置の変更ですね。児童養護施設から里親への変更だとか、そのような措置変更なども全部行政処分の中に入ってくるので、それらを含めればよいのかなと思いました。

微妙なのは、一時保護をしてくれと子供が言っているけど、児童相談所が、いや、まだ家庭でやれるよと一時保護しなかった。これが措置なのかどうかというと、一時保護をするという行政処分を取らなかったわけですから、これは措置の中に入らない。事実上の行為であろうと思うので、この辺りのところの整理はしておかなければいけないのかなと思いました。

いずれにしても、措置というものは行政処分として行われるもの、不利益処分であろうが、利益処分であろうが、行政処分として行われるようなものを考えておけばよいのかなと思いました。

○磯谷部会長 よく分かりました。実際のところは今柏女委員がおっしゃった、一時保護を本当はしてほしいのにしてくれないというものを、この児童福祉審議会で取り上げること、それは法律論ではなくてあったほうがよさそうなのか、いや、それは少し難しいのかどうか、その辺りについて皆様の御意見はいかがですか。

松原委員、お願いいたします。

○松原委員 児童相談所の実践の話を知っていると、夜中に子供が逃げてきて一時保護を求めているという事例もいくつか聞きますので、これはやはり範囲の中に含めるべきではないかと思います。

同じように、親子分離を望んでいるのにしてくれないということもあるかもしれないですね。

○磯谷部会長 分かりました。ありがとうございます。

では、影山児童相談専門員をお願いします。

○影山児童相談専門員 子供から一時保護をしてほしいという申出があって、それをしないという判断は現実にはほとんどないだろうと思います。

過去に他県で一時保護所に来たけれども断ったという例もありましたけれども、今、現実の中ではほとんどないだろうと思いますし、仮にこのような事案があったとすれば、子供の側からの一時保護の申出ということであれば当然それは対象に含めてもよろしいのかなと思っています。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

そうすると、今のところは保護してほしいのに保護してくれないだとか、あるいは親子分離をしてほしいのにしてくれないといったところも、理屈はさておき、この児童福祉審議会の審理の対象として含めたほうがよいのではないかという御意見かと思っておりますが、よろしいですか。今のところはそのような委員の皆様の御意見と承りました。

あとは、先ほど永野委員からお話があったのは、18歳で区切るのか、措置延長のときはというお話でしたけれども、これは措置延長でもおそらく入るという理解でよろしいのですよね。そこは、そういうことかなと思いました。

ただし、一層悩ましいのは、過去の措置についてのところですね。ここはどうでしょうか。色々な御意見があり得るかなと思いますけれども。

では、永野委員、もう一度。

○永野委員 少し補足すると、たしか国の子どもの権利擁護に関するワーキングチームで議論が出たときの話というのは、やはり知る権利の保障のようところが不十分で、自分の人生を知りたくなる時期にどこに申し立てたらよいのか分からないというようなことが結構出てきたように記憶していて、要するにそういった権利を擁護する総合的な部分をこの児童福祉審議会が担うとすれば、そのようなことも範囲になるのではないかという議論が出たような気がするのです。

しかし、ここは措置に関しての申立てだけとするのであれば、確かに少し広く取り過ぎかなという気はしなくもないですが、そうするとやはり過去の措置のことに対する知れていない状況をどこかで解消というか、知る必要があると思うので、それは児童相談所なりどこかがきちんと対応する。25歳以降の記録の保持のようなことも含めてあるべきかなということ、この大きなタイトルの中では思うということです。

以上です。

○磯谷部会長 実際にそういった過去の措置について説明を求めたいと言われたときに対応というのは、どうしておられるのでしょうか。

では、影山児童相談専門員。

○影山児童相談専門員 少しずれてしまうかもしれないのですが、被措置児童等虐待については今、過去の案件についても当然のことながら受けるということにはしています。

それで、必要な調査等、これはある意味で施設の職員がいたりして、ある程度であれば話は聞けるのだけれども、現実には今、児童相談所の記録については永野委員がおっしゃったように25歳をもって廃棄となっているので、児童相談所の措置に関する調査については25歳以降の方から申出があった場合、これは難しいのが現状です。

○磯谷部会長 なるほど、よく分かりました。おそらく、今のような申出があれば可能な部分是对応されて、ただし、この児童福祉審議会に来るというのは、本来教えてもらえるはずであるのに教えてもらえないとか、実際上はそういったケースなのでしょうね。

この過去の措置について説明を求めるところですけれども、何か御意見はいかがでしょう。現時点では、そのような感じですか。

では、おそらく今のような御意見は承って、しかし、最終的にどうなるかということは国の基準も出てくるかとも思いますし、そのようなところで少し今、決め切るのは難しいかもしれませんので、そのような理解で事務局もまた御検討いただければと思います。永野委員が出してくださった論点については、一通り出たかと思います。

他に、どうぞ。この児童福祉審議会の申立てに関して御質問、御意見いかがでしょうか。

では、川瀬委員お願いいたします。

○川瀬委員 ありがとうございます。

私から、資料3に関係して、「措置内容に関する児童福祉審議会への申立の仕組み(案)」の中の2つ目のところで「関係機関から独立した調査員が」というような表現があります。そもそも児童福祉審議会自体がどれくらい独立性を確保していると客観的に説明ができるのかということや、この「独立した調査員」というのは何をもって独立をしたと言うのか。また、意見表明等支援員がつくということは、ある仕組みの中に子供の側につく人と、それから中立な立場で調整をする人がいるということで、おそらくぶつかるまではいかないですけれども、立場の違いがあるものを内包していくことになる、中に入れ込んでいくことになると思うので、その辺りの独立性だったり、立場の違いで、子供の側にとってはこうだということと、全体としてはこういう結果になったというようなことで、ぶつかることを更にまた再調整していったりだとか、子供にフィードバックをしていくときにどういう難しさが生じるのか。その辺りの独立性と、あとは子供の側に立つ意見表明等支援員のバランス感覚のようなところを少し知りたいなと思っています。

これは先ほどの繰り返しになりますけれども、他県の事例などで言うと、やはり児童福祉審議会のメンバーがやはりどうしても独立性と言いつつ、結構、関係者が登用されるというようなことで、なかなかその事案の解決に立ってということよりは、もっと別のところで力学が働いてしまっていて、本当に独立しているのかというようなことが生じているということもお伺いするので、その辺りはその独立性が第三者から見て、こういうことで独立しているのですよだとか、あとは子供の側に立つ意見表明等支援員と、独立したといったときにその調整のようなところをどのように考えていったらよいのだろうかということ、色々な意見をお伺いしてみたいなと思ったところです。

以上です。

○磯谷部会長 少し焦点を絞ってみますと、資料3の2つ目の◆のところにあるのは、まず先ほどの調査をするわけですが、その「調査員」が独立した調査員となっていて、そうすると子供の権利擁護専門相談事業の専門員のところで実際に調査を今している方々がどの程度、独立性が今あるのかというところが議論の出発点としてあるのかと思うので、そこは事務局に確認をさせていただきたいと思います。

その上で、あとはどういった形で独立性を担保するのか。今、川瀬委員は児童福祉審議会の委員についても言及がございましたけれども、その辺りについては委員の皆様から御意見を伺う必要があるかと思います。

では、先にまず子供の権利擁護専門相談事業の調査員が一体どのような方々なのか、組織からの独立性がどうなのかということ事務局からお願いしたいと思います。

○小林子供・子育て計画担当課長 子供の権利擁護専門相談事業の調査員の方々は、具体的に職種でいいますと弁護士の方になっておりまして、あらかじめ弁護士会に御推薦いただいて御協力いただける方を登録しております。それで、事案ごとにどの調査員がつくかということは、都事業であっても都が直接関与しているわけではなく、その案件を担当しております専門員が調査員を調整いたしまして、そのペアで調査なりを行っていくという運用の仕方を取っております。

○磯谷部会長 そうすると、その弁護士の方たちがこの調査員を実際には今、務めているという理解ですね。

その上で、今回のこの在り方、児童福祉審議会への申立てのフローの中での調査、どのような方が行うべきか、独立性についてどうすべきかということについてはいかがでしょうか。今、川瀬委員から御提言がありましたけれども。

まず1つは、事務局の提案というのは、子供の権利擁護専門相談事業の専門員の下にいる調査員、今の御説明だと弁護士の方、こういった方にまず調査をしてもらうというのが基本形としては望ましいのではないかというような御意見かと思いました。

では、内山委員お願いします。

○内山委員 私もこの独立した調査員というのは、新しく設ける「調査員」のことなのか何なのかということと、資料3のところでは「関係機関から独立した調査員が」と言っていて、その上であえて資料4の議論項目の中に「子供の権利擁護専門相談事業の専門員が担うことを可能とするか」とあって、「独立した調査員が」と資料3で案を言いながら、ここでこれを議論の的にしているというのはどういうことなのか少し分からなかったのですね。

それと、ここで言っている「関係機関からの独立の」の「関係機関」というのは具体的にどこを示しているのかも私は少し分からなかったもので、その辺りのところもお聞きできればと思っています。

以上です。

○磯谷部会長 では、事務局からよろしいでしょうか。

○小林子供・子育て計画担当課長 独立した機関という前提と、あとは子供の権利擁護専門相談事業との関係なのですけれども、東京都では子供の権利擁護専門相談事業自体を第三者的な機関がそれぞれの関係者や、それとは独立した立場で調査したり、助言調整を行う事業と位置づけております。

ですので、こちらの専門員、もしくはその専門員と一緒に調査を行う調査員がこうした児童福祉審議会に申し立てたいという案件につきましても、事前に調査なり調整を行ったり、あるいは必要な調査を行っていくこととしてはどうかと考えているところです。

それから、もう一点の「関係機関」というのは、◆の2つ目の「関係機関」についてですね。これは、要は今は措置に関することと考えておりますので、例えば子供の措置の対象になる、何らかの子供の申立て内容に関わる関係機関と考えております。

○磯谷部会長 端的に言うと、児童相談所や施設などという感じですね。

○小林子供・子育て計画担当課長 はい、そういうことです。

○磯谷部会長 内山委員、あとは大丈夫ですか。

○内山委員 そうなると、余計に分からなくなるのは、児童相談所は東京都ですよ。それで、こちらの子供の権利擁護専門相談事業のところは独立機関と位置づけているとはいいい

ながら、こちらもきつと東京都ですよ。そこは違うのですか。

○磯谷部会長 東京都が主催はせざるを得ないのだけれども、先ほどのお話だと弁護士会に推薦依頼をしたりして、お金は都から出すにしても、人選だとか、そういったものは全て外でやってもらうという理解でよいのでしょうか。

○内山委員 そこは、東京都は関知していないと。

○磯谷部会長 専門員は、しかしながら最終的には東京都が選任しているのですよね。

○小林子供・子育て計画担当課長 そうです。

○内山委員 その関係が、独立と言いながらどのような関係なのかなというのが。

○磯谷部会長 そうですね。

しかし、制度としては東京都がつくっている制度であるけれども、例えば東京都が色々ある意味、指揮命令のような形にはなっていないし、そちらで自立して動いて、必要があれば色々なことを行えるという仕組みは担保されているのかなと思います。

専門員は、山下委員やっていましたか。

○山下委員 私も豊島区で子供の権利擁護委員を12年やっていますけれども、区長から委嘱を受けて区からきちんと費用は出ていますが、それは子供にきちんと立場を説明すれば、区の人ではないということはきちんと理解してもらっているかなという実感があります。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

では、川瀬委員。

○川瀬委員 その独立性に関して、東京都の機関ではないところが担っていくということになると、その調査権というのでしょうか、どういう権限を持って例えば関係機関に、こういう申立てがあったので子供の関係する資料をくださいとか、ヒアリングをさせてくださいとかというような、その調査権の付与のようなものは、これはおそらく、手続的なことだと思うのですけれども、既にどうされているのか、どのようにしていくつもりなのか、その辺りはどうですか。調査権能ですね。

○磯谷部会長 では、これは事務局から、今の子供の権利擁護専門相談事業の専門員がおそらく色々調査されていると思いますけれども、そういったところの基本的な権限という言い方がよいのかどうか分かりませんが、由来といいますか、おそらく、要綱とか何か条例があるのでしょうか。

○小林子供・子育て計画担当課長 都事業として要綱で定めております。

なかなか今この議論の論点が難しいところなのですが、今、最初から一貫して東

京都で事務局案として御提案している事業のスキームというのは、都事業として事業を実施するのだけれども、独立性を担保した形で実施をしていきたいという形になっていますので、全て都事業というところからは離れていない案になっています。

それで、ここは都事業であることによる制約があるのではないかという懸念にこたえようとする、これはもう完全に都とは関係なく、民間の例えば任意の取組などで行っていただくということになるのかなと思います。

都事業として行うということと、運用上、できるだけ独立性を担保した形で運用していく方法を考えていくということが必ずしも両立しないとは思っておりませんので、今は都事業で行うという前提で御提案させていただいております。

それで、子供の権利擁護専門相談事業につきましても、専門員が調査を行うことができる、調整や助言を行うことができるということを都事業の要綱として定めていて、関係機関にはそれに御協力をいただいているという形になります。

- 磯谷部会長　おそらく今回は基本的には措置の内容に関するものなので、東京都の要綱で定められれば、例えば児童相談所、施設などはそれは応じていただけるのだろうとは思いますがね。ありがとうございます。独立性のところは気になるのは当然だと思いますので、

では、山下委員。

- 山下委員　資料4のイラストで、専門員と「調査員」が出てくるのはこのような理解でよいのですかということを確認したいのですが、おそらく意見表明等支援員は本当に文字どおり、子供が意見表明することをお手伝いするので、どちらかというと調整というよりは本当に意見を言うことをサポートしていて、実際に調整活動などはそれを聞いた、意見表明を受けた児童相談所などが調整を行う。

けれども、そこがうまくいかないようであれば、今、既に東京都の子供の権利擁護専門相談事業があって、その専門員が調整を行っていて、その専門員が場合によっては児童福祉審議会にかけることもできるという仕組みが今、既にあるので、調整をお願いしたいのであればまずそこに行き、その専門員から児童福祉審議会にかけることもできるのだけれども、今は子供本人が児童福祉審議会に直接申立てを行えるようにもしたいと思っている。

そうすると、調整なくいきなり児童福祉審議会に来ると調査や調整を行わないままになってしまって、かといって今ある子供の権利擁護専門相談事業のほうにお願いしますとすると、子供の権利擁護専門相談事業が何だか児童福祉審議会の下請のようになってしまっ

て何か変だよねということで、児童福祉審議会の下というか、それを調査する調査員という人が出てくるので、「調査員」が出てきている。そのような理解かなと思ったのですが、少し違いますか。

- 小林子供・子育て計画担当課長 意見表明等支援員と「調査員」や専門員との関係はおっしゃるとおりで、事務局で考えている「調査員」と、あと専門員、もしくは既にいる調査員との関係なのですけれども、この「調査員」につきましては児童福祉審議会で審議を行うに当たっては何か調査する人が絶対必要だろうということでもつけています。

それで、この人が理論上、想定される役割の人としていて、その上でもう既に子供の権利擁護専門相談事業で専門員と調査員がいるので、この「調査員」を子供の権利擁護専門相談事業の専門員や調査員が担うことは考えられないだろうかということでの案になっています。ですから、この人たちを重ねたいというイメージです。

- 山下委員 分かりました。そうすると、私自身の意見は、兼ねられるのであればそのほうがすっきりするよねとは思うのですけれども、3名体制できつくないですかということだけが心配で、むしろそのほうが子供の視点から見るとすっきりするというか、もしかしたらあまり想定されないかもしれないけれども、専門員も出てきて、「調査員」も出てきてということになると、一体何が何だかというようになってくるので、自分の意見を表明してくれる意見表明等支援員の方と、そうではなくまた独立的な立場で調整してくれる、場合によっては児童福祉審議会とやり取りしているという専門員か調査員という立場の人がいる。

それで、その人が既にある子供の権利擁護専門相談事業のことなのか何なのかということとは、別に子供の視点からすればそれは大人のほうで整えてくれればよくて、そのような役割分担で2人がいるということが分かれば、あとは人的に大丈夫であればそのほうがむしろすっきりするかなと思いました。

- 小林子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

- 磯谷部会長 今の山下委員の意見は、今の子供の権利擁護専門相談事業の専門員、そしてその下にいる調査員が「調査員」の役割を担ってもよいのではないかというお話でしたね。

おそらくそのほうがすっきりするところはあるのですけれども、問題点としては、そうすると基本的に資料4の一番下の【3】ですね。要するに、子供の権利擁護専門相談事業の専門員を通さない形での直接の申立てということを経るかどうかということは一つ議論があり得るところで、その場合には理屈上は専門員としては関わらないという形に

おそくなるのだろうと思うのですけれども、そのときに、しかしながら、誰もいないという話になると、それはなかなか難しいので、やはり何らか「調査員」を置く必要がある。

そうすると、この【3】における「調査員」を一体どうするのかというところがありま
すけれども、山下委員、何かアイデアはありますか。

○山下委員 おそらく、資料4の図でも直接児童福祉審議会に来たら、児童福祉審議会から調査指示が行くので、結果として同じなのであれば構わないのではないかなと私は思いま
すけれども、他の方の御意見は。

○磯谷部会長 要するに、子供の権利擁護専門相談事業の専門員に調査指示のような形でよ
いのではないかと。

○山下委員 ただし、その下請のようになってしまうのは変ですから「調査員」が出てきた
のかなと私は理解していたので、別にそれが児童福祉審議会から専門員に調査指示という
形が取れるのであればすっきりするかなとは思いましたがけれども、児童福祉審議会と子供
の権利擁護専門相談事業との関係性をきちんと私が理解できていないので、それができ
るのかどうか。

○磯谷部会長 今の点、事務局から何かありますか。

○小林子供・子育て計画担当課長 今は当然、児童福祉審議会からの依頼を受けて調査を行
うという職務といますか、そのようなものはないので、もしこの方たちが今までやって
きていただいていることに照らして適当だろうということになれば、改めてそういった方
法で位置づけ直して職務としてやっていただくということが必要になります。

○磯谷部会長 もう一つ、おそらくアイデアとしてはこの調査員、要するに先ほどの子供の
権利擁護専門相談事業の専門員の下にいる調査員、弁護士たちにこの「調査員」も兼ねて
もらうというのも一つの在り方かなと。

つまり、2つ登録しておいていただくと、【3】の方法ができたときに、別に子供の権
利擁護専門相談事業の専門員に何か児童福祉審議会が調査指示をするわけではなく、あく
までもこの児童福祉審議会の「調査員」に指示をするのだけれども、実質的には同じ人た
ちがやっているということもあり得るのかなとは思いました。

ここは色々アイデアはあるのだろうとは思いますが、すみません、何かごちゃご
ちゃしますが。

○山下委員 ですから、私としては技術的には工夫することができるならば、最終的に子供
の視点から見てこの人とこの人と分かるようにすることが最低限必要で、かつ必ずしてい

ただければ、あとは大丈夫です。

○磯谷部会長 他はいかがですか。

では、永野委員をお願いします。

○永野委員 今回の議論に全く賛成しながら、少し分からないから教えてもらいたいただけなのですが、子供の権利擁護専門相談事業に今、専門員と、現行の調査員の方がいるというのはどのような意味なのですか。なぜ専門員の方が調査をしないのか。調査とここに書いてあるから、専門員の方が調査をせずに現行の調査員の方がいらっしゃる意味というか、役割はどのようなことなのかが分かるとおそらく、私の中では全て解決するのですが、そこが少し今ついていけなくて申し訳ないです。

○小林子供・子育て計画担当課長 まず、専門員が必要な調査や調整を行います。それで、専門員はこの子供の権利擁護専門相談事業の調査員、その職務を遂行するに当たって調査員を活用できるとなっておりまして、実際には複数名で対応する必要がある場合ですとか、どこか現地に赴いて何か調査してきたりというような場合に、調査員を指名して一緒に調査活動を行ってくるという方法になっております。

○永野委員 よく分かりました。ということは、専門員は3名しかいらっしゃらないということもあると思うので、少し調べてきてということとその登録されている弁護士の方々に専門員の方が依頼して調査されているということで、現行制度では調査員の方が行かれるということなのですね。

○磯谷部会長 この辺りは、調査員の活用の現状についてどなたか情報提供いただける方はいらっしゃいますか。

○小林子供・子育て計画担当課長 基本的にはペアでと認識しておりまして、調査員だけをお願いしているというケースがどれぐらいあるかというところは分からないですね。申し訳ありません。

○永野委員 その調査員の方は今、何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○小林子供・子育て計画担当課長 登録されている方が12名です。

○永野委員 ありがとうございます。

○磯谷部会長 今、分かる範囲では子供の権利擁護専門相談事業の専門員は3人しかいないくて、おそらく、合議ですものね。ですから、事案をどうするというような話もかなり忙殺される一方で、その事実調査についてまず下調べをしていただいたりすることなのかなと思いました。

ですから、おそらく、今回の児童福祉審議会への直接の申立てもある意味同じような感じで、「調査員」の方には、児童福祉審議会の委員が直接全部聞ければそれはベストなのですけれども、なかなか難しい状況下で事実の調査をしていただくという形になるのかなと思います。ありがとうございます。

松原委員、お願いします。

○松原委員 その上で確認なのですが、今の調査員は全員弁護士の方で、今度新しく制度をつくったときの「調査員」はやはり弁護士を想定していらっしゃるのですか。

○小林子供・子育て計画担当課長 今の仕組みを活用するということで考えておりますので、想定としては弁護士の方を今は想定しております。

○松原委員 分かりました。

○磯谷部会長 しかし、松原委員、何かその点について御意見等ございますか。

○松原委員 子供の話を十分に聞くということで子供の意見表明等支援員もいますので、その役割をこちらで負わないということもあると思うのですが、色々子供の考え方もぶれますので、それに寄り添うということであれば福祉職の人がいてもよいのかなと考えております。

○磯谷部会長 分かりました。そのような福祉職の方が「調査員」を行うのもよいのではないかとというようなお話だったかと思います。

随分、独立性のところについて議論が出たと思いますし、その担い手のところも御議論いただきました。

この児童福祉審議会で審理をするイメージというところはどんな感じでしょうか。特に、実際に委員の皆様がイメージしていただくとどんな感じで審理するようなイメージか、その辺りも含めて少し御意見をいただければと思うのですが。

やはり、さすがにこれだけの人数、ここで行うかどうかはともかくとして、結構な人数のところで行うということは日程調整などを考えてもかなり難しいかなと思うので、そうすると何人かに委嘱といいますか、何人か担当などを決めて行うのかなと思ったり、しかし、最終的な結論などはやはりある程度の人数で議論すべきなのかなと思ったり、その辺りはいかがですか。

では、山下委員。

○山下委員 私は子供権利擁護部会など、そこの部会で行うのかなと勝手にイメージしていたのですが、どこかの部会か、あるいは新たに何か一つ、随時必要があれば開催す

るというイメージの、数人の部会か何かを立てるイメージかなと思いましたが、事務局案はありますか。

○小林子供・子育て計画担当課長 これまでの議論では子供権利擁護部会で行うか、もしくは他の部会を立てるか、どちらかだろうということになっています。

それで、事務局のイメージでは、子供権利擁護部会でまずは試してみるのかなと思っているのですけれども、しかし、実際にも子供も参加されたいとなってきたときに、権利擁護部会はこれよりは人数が限られているとはいえ、やはりなかなかそれなりの雰囲気もあったり、あとは時間帯をどのようにするのかだとか、どのように実際に行うのかということは少し考えないといけないところかと思っています。今の段階で提言の骨子には、できるだけ子供が言いやすく、意見が伝わりやすくなるように、意見表明等支援員が何らかそこに参加できるような仕組みをつくるべきだということまではこれまでの議論も踏まえて入っていますが、では受ける側の児童福祉審議会がどういう体制であったらよいのかということについてはまだ具体的なイメージまでたどり着いていないかなということが正直なところでございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

そういうことで、では藤岡委員をお願いします。

○藤岡副部会長 児童福祉審議会への申立てというところが議論になってから、子供権利擁護部会がどのように関わるかというところはかなりポイントかなと思っているところなのですけれども、現在、定例会でもかなり時間を尽くした審議を行っているので、おそらく子供権利擁護部会が措置内容に関する申立ての審議を行う主体者になれば、別途会議の場を設けなければいけないというようなことと、それからおそらく臨時での会議を招集するというようなことになるかと思っています。ですので、そのような意味ではそのオプションでといいますか、審議するのは子供権利擁護部会である必要があるかどうかということはぜひ議論いただきたいところであります。

それからもう一点は、子供からのこのような申立てを児童福祉審議会として受け止めるという議論の中で、この図の中では子供だけが描かれているわけなのですけれども、やはりここにはアドボカシーや、あるいは寄り添う人というような意味で、今のような議論の中にある意見表明等支援員による一貫した関わりが必要なのでは。1回だけで意見が表明できるとは限らない。そうした関係性が大事だというような議論も本部会ではあり、また、そのような意味ではどのような状況にあっても寄り添う立場の人が必要となってくるとい

う議論を考えると、おそらく最初の資料4の【1】従来の制度を利用しながら子供からの申出というようなところを仕組みとしていき、そして調査を行うという形がまずある。

あとは、その調査結果を待たずに申立て、あるいは調査に先行して申立てを行うということが例外規定としてはあるのですけれども、今まで子供の権利擁護専門相談事業の専門員の方々は非常に丁寧に対応していただいでいて、審議会でも報告がありますけれども、非常に独立性もあるし、子供の意見、そして当該機関といたしますか、そこでの調整もされている中で、非常にニュートラルに結論を得て、かつ子供が意見を表明できたと、そのようなところもしっかりと報告をいただいているところでもあります。

そのようになったときに、おそらく資料4の【2】や【3】は、きっとアドボカシーをしながらも専門員の方と意見がずれてしまったりというようなことや、あるいは専門員の方がそこをどのぐらい受け止めることができるかというところの子供の側の納得のいき方のようなところがうまくいかないときに、特に【3】のほうは直接申し立てるというようなことが起こり得るかなと思っているところなのですが、だが、それはやはり例外的なことであって、やはり【1】が従来もしっかり丁寧に対応していただいているように、その積み重ねといたしますか、そこがまず出発点であって、そしてそこで難しい場合ということで組み立てていくことになるのかなというところがもう少し分かりやすい時系列的な図になっていくとよいのかなということは意見としても申したいところでございます。そのような意味でその都度、その都度、やはり児童福祉審議会はどのような形であるにせよ登場しなければ、子供から直接申立てを受けるところは果たせないのではないかなということは思っています。

以上でございます。

○磯谷部会長 まず1つは、子供権利擁護部会が必ずしも担うというのではない在り方も考えなければいけないのではないかとというのが最初のお話ですよ。

○藤岡副部会長 そうですね。だが、おそらく子供権利擁護部会がかなりベースにはなるのではないかと。

しかし、同じメンバーでよいのかどうか、あるいはその一部なのか、どなたかが入るかというところは議論していただくことかなと思います。

○磯谷部会長 それで、2つ目はポイントとしては資料4の特に【3】辺りというのはあってよいけれども、かなり実際には例外的な位置づけである必要があるということですね。

○藤岡副部会長 そうですね。しかし、子供が直接申し立てるということは仕組みとしては

やはりあったほうが、つまり調整を一生懸命みんな頑張るのだけれども、それでもやはり権利の主体者としての意見表明がここにはあるのだという道筋の中に【1】があるということが非常に大事なことかなと思っていて、おそらく大抵の場合、それで子供たちは納得いくのではないかなと思いますけれども、そのようなことを思いました。

○磯谷部会長 分かりました。

では、山下委員をお願いします。

○山下委員 審議の在り方ですけれども、それこそ子供本人がどうしたいかということが非常に大事だと思っていて、例えば子供本人が親権停止を申し立てた裁判所が、子供本人は来なくてよいかと止めて、私が、いや、おかしい、本人が行きたい、裁判官と話をしたいと言っているのですからと言って本人が来ることを裁判所に認めさせたこともありました。

ですから、都庁のこの厳かな雰囲気にもむしろ来て、自分の言葉で聞いてほしいという子供もいるでしょうし、中には意見表明等支援員とは別の専門員や「調査員」が出てきて、この人が調査してくれているのだとか、または児童福祉審議会でもた違う人たちがこれを諮ってくれているのだとか、それであればその結果を聞くだけでよいですという子供もいるかもしれないので、そのように柔軟にできれば、子供がしたいということを中心にするとよいかと思います。

かつ、今、藤岡委員からあったように、例えば少人数でとか、そのような柔軟に行うということであれば、例えばオンラインで開いて、子供は別のところから意見表明等支援員が横にいる状態でこのような空気ではないところで行うだとか、そのように柔軟にできるとよいなと私としては思いました。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。今、色々なイメージも含めてお二人からお話をいただきました。

柏女委員、をお願いします。

○柏女委員 私も、子供権利擁護部会で最初にシステムをつくるということはとてもよいかかなと思っているのです。

だが、子供権利擁護部会は児童福祉法28条の申立てを行うかどうかを議論するところなので、28条適当という答申を出しても、子供が絶対に行きたくないとした場合、不服申立てをしてくれば、それを子供権利擁護部会でもう一回審議するということは少しおかしいので、そのような例外的なものはいくつかあると思うので、それはそれでその時点

でまた考えていけばよいのかなとは思っています。

やはりここの中でも資料4の【1】が原則ですので、【2】と【3】は用意しておくにしてもまずは【1】が多いでしょうから、それをやっているうちにノウハウもできてくるので、その場合に【2】、【3】はどうやっていったらよいかという知恵は我々の中についてくるのではないかと思うので、まずは大きくくりなところを決めておいて始めてみるというのがよいのかなと思いました。

○磯谷部会長 分かりました。どうもありがとうございます。

今、随分この児童福祉審議会の議論の在り方のようなところのお話が出ていましたが、何か関連して他に御発言なりございますか。

永野委員、お願いします。

○永野委員 1つだけ、今もおそらく迅速に審議されているとは思いますが、子供の措置に関する事で、もしかすると一時保護の状況で行われるかもしれないということを見ると2か月を超えるわけにはおそらくいかないと思うので、その開催頻度なども検討する必要はあるかなと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 そうすると、やはりある程度少人数で、今、山下委員もおっしゃったようなオンラインなども駆使しながら短期間でというところでしょうか。なるほど。分かりました。

今このテーマでもまだ結構なのですけれども、児童福祉審議会で一応議論をいたしました、それで、一定の結論が出ました、これを、さてどのように誰が伝えるのかというところもまた問題になっておりますけれども、おそらく児童相談所などに伝えるのは比較的楽なのかと思いますが、やはり子供ですよ。この辺りはどうすればよろしいか、御意見いただければと思います。

松原委員、お願いします。

○松原委員 この図でいうところの【1】から【3】を全て想定するとして、しかし、いずれにせよ誰かが子供と会って話をしている。そういった人たちがやはり結果を伝えていくべきではないかと思います。また知らない人が出てきて、残念だったねというのはなかなか酷な話だと思います。

○磯谷部会長 なるほど。子供と会っている人ということになりますと、まず1つは意見表明等支援員ですよ。それからあとは専門員、もしくは「調査員」が出る可能性があるかと

いう感じでしょうか。候補としてはそんな感じですね。ありがとうございます。

では、川瀬委員お願いいたします。

○川瀬委員 意見表明等支援員は子供側に立つので、おそらくその調査結果を伝達されたときに、おそらく子供が望めばアドボケイトというか、意見表明等支援員が帯同するとか、そのようなことで子供が例えばこうですという結果を受けたときに、はい分かりましたと言わなければいけない、というようなことを付度せず、子供側に立って説明がきちんと納得いくものだったかとか、理解できたかとか、そのようなことを保障するというので、意見表明等支援員ではない人が説明、伝達をするということは切り分けたほうがよいかなと感じました。

それで、これは児童福祉審議会の仕組みの中で少し考えにくいことかもしれないのですが、場合によっては子供が再度申立てをするとか、結果を受けて、ではこうしたいと別の申立てをするというようなことも想定し得るので、そのような意味でも「調査員」や専門員など、子供へ持ち込んでフィードバックをする人と、子供側とそれを一緒に受け止める人は分けられるとよいかなと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 ごめんなさい、最後のところが少し、最終的には専門員や「調査員」が結果を伝える。

○川瀬委員 伝える。それで、受け止めるのは、子供が望めば意見表明等支援員がそれを保障するなどということですね。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、他にこの点について御意見はございますか。

では、伊藤委員お願いします。

○伊藤委員 話が戻ってしまうかもしれないのですが、今回の資料4を見ていて、全体的なイメージとして、年齢や、子供の希望によっても少し変わってきますが、申立てをする子供がいて、その子供には常に意見表明等支援員が寄り添っていて、それに専門員と「調査員」がついてワンチームという感じになっていて、その申立ての内容を調査などして児童福祉審議会にかけて、できれば子供も児童福祉審議会に同席して、ずっと一緒に4人のチームというか、それで寄り添って進んでいく。ですから、結局、報告を聞くのも、また最終的な結果、伝達も4人で聞いたりするのではないかと私は思っていたのですけれども、違うのですか。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

あり得ると思いますけれども、そうすると子供と、意見表明等支援員と、あとは専門員か「調査員」かは分からないけれども、その調査に関わる人と、あと4人というのは児童福祉審議会の。

○伊藤委員 子供と、専門員と、「調査員」と、意見表明等支援員という4人が常に。

○磯谷部会長 なるほど。専門員と「調査員」はどちらかが関わるかもしれないので、そうすると基本は3人という感じですか。

○伊藤委員 3人一緒にテーブルで最終的な結果、伝達も子供がいて、意見表明等支援員もいて、そして専門員もいてというようなイメージだったのですけれども、そういうわけではなく個別に一人一人という感じなのですか。

○磯谷部会長 先ほど専門員などが伝える場合に意見表明等支援員も同席するという話も出ているので、おそらく伊藤委員と同じようなイメージかなと思います。

しかし、重要ですよ。1つのテーブルでと今おっしゃっていただきましたけれども、そういった形でできるとよいのかなと思いました。

他はいかがでしょうか。

山下委員、お願いします。

○山下委員 資料4を見ると、児童福祉審議会が審議結果を出して、専門員か「調査員」がそれを伝達して終わりのように見えますけれども、おそらく子供がそれを聞いても納得できないよとか、あるいは部分的に、ああ、そういうことなのかと分かるところもあると思うのですけれども、まだそれでもすんと落ちないのであれば、引き続き専門員か「調査員」による調整は続いていくというか、児童福祉審議会から判決文のように、ぼんと結論を断定するというよりは、何か方向性が示されたりだとか、そのようなものがあって、更にそれを受けてこのように調整していくよと続いていくことのほうが多いようなイメージを勝手に持っていたというか、審議結果が伝わって、それではい終わりという感じではないのではないかと思っていたのですけれども、イメージは違っていますか。

○磯谷部会長 それは別に答えがあるわけではないですけれども、だが、基本は申立てがあると、それに対する結論がどこかにはあって、そうでないと、なかなか終わらないですよ。

○山下委員 しかし、児童福祉審議会が審議して結果で終わるのですけれども、調整活動という意味では子供にまだ何かそこでこうしてほしいというものがあるのであれば、児童福

祉審議会から出た意見も踏まえて、それを児童相談所も聞いた上で、必要な調整があれば続いていくというイメージだと思っていました。

○磯谷部会長 それは内容によって、例えば家に帰りたいたいと言っても、しかしそれは少し難しいよという話で終わるケースもあるかもしれないし、あるいは何かプラスで児童福祉審議会からこういった調整が必要ではないかと言われたときには、それがさらに続くというイメージですか。

○山下委員 そのようにイメージしていました。それで、また調整してくれる方に対して自分の意見がうまく言えないのであれば、意見表明等支援員の方がそれをうまくサポートするというような感じかと思っていましたけれども、違いますか。

○磯谷部会長 柏女委員、お願いします。

○柏女委員 おそらく、それは色々な場合分けをして、要綱のつくり方ではないかと思うのですよね。例えば、中学2年生か3年生ぐらいで親がいなくなって施設へ入所しなければいけない。いや、僕は生活保護を受けて一人で生活していくのだと言っても、児童相談所は、いやいや、それでは心配だから施設措置するよというようなときは、駄目だと言われてももう一回絶対に言うと思うのです。

そうしたら、やはり児童福祉審議会は受けていかなければいけないのではないかと思いますので、そのようなことは要綱のつくり方なのではないかと思います。調整をするケースもあれば、そうではないケースもあるだろうと思うので、色々な事例によって違ってくるのかなと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 確かにそうですね。

では、川瀬委員お願いします。

○川瀬委員 全然違う視点の話をするのですけれども、先ほど子供の権利擁護専門相談事業の中で社会的養護関係の相談は令和3年度で27件中15件対応したというお話がありましたが、子供にとってこの手続がどうだったのかということが全然分からないので、実際にこの仕組みに近い子供の権利擁護専門相談事業の仕組みを使って児童福祉審議会にかかったことがある子供がどのように、例えば手続上こうするとより使いやすいとか、持ち込みやすいとか、何かそのようなことも将来的にはつかめるようにしていただくか、あるいはこの仕組みをつくっていくときに、例えば最後に子供に手続の流れに対する評価、フィードバックをお聞きして次の改善につなげるだとか、何かそのようなことを盛り込んで、

使った人の視点のようなものが想像でしか分からないので、非常に議論の抽象度が高いままずっと続いているなど思っていて、どこかではこの仕組みを使った当事者から評価が得られるような仕組みになるとよいなど、と少し思いました。

○磯谷部会長 ごもつともだと思います。

能登委員、お願いします。

○能登委員 私の関心は意見表明等支援員にお話ができない子供がいるというようなことがあって、それはオプトアウトでやっていきたいと思いますという提案がされているのですが、子供自身が児童福祉審議会に申立てを行うというところで行くと、自分から意見表明ができないような子供の中でも色々思いがある子供もいて、そのような子供は周りの大人に意見を言っていくというようなお話になっているのです。おそらく、周りの大人というのは、施設で言ったら施設の職員だったり、里子であればフォスタリング機関のメンバーだとか、里親専門相談員の方だとか、里親だったりとか。一時保護所の場合は、ある子供の例でいうと、高校生になっていた子で一時保護所に3か月間いたのですけれども、第三者委員の方が来て色々お話を聞いていたのは分かっていたけれども、自分は一度もその人たちと話をしなかったと言うのですね。

では、意見はなかったの、思いとかはなかったのと聞いたら、何で自分はここに来なければいけなかったのかということや、将来どうなるのかということ、そのようなことが心配でたまらなかったと言うのです。それで、それは誰かに話すことはできたのかと聞いたら、児童相談所の一時保護所の職員の方で自分の気持ちと向き合ってくれた人が2人いたのでその人には話したと言うのです。

そのような、意見表明等支援員の方たちのような、この人に話しなさいと言って話せない子供たちが話した中身というものをどこで反映させてもらえるのかということが、いま一つここでは分からないので、その辺りのところを少し教えていただけたらありがたいです。

子供の意見を聞いた人が、例えば意見表明等支援員の方にお話をして、それを反映していくのか。その反映した中身を子供にどのように伝えていくのかというようなことがあったら教えていただきたいと思っています。

○磯谷部会長 おそらくここでの議論で、要するに子供が話す人を選ぶというか、あなたの担当はこの意見表明等支援員だからこの人に話しなさいと言ってもそれは難しくて、今、能登委員のおっしゃったように、自分は一時保護所のある職員に話したというところがあったわけですよ。

おそらく、それを意見表明等支援員に話せば意見表明等支援員がまた色々と、では児童相談所に言ってみるねだとか、そのように展開していくのだけれども、それが施設の、あるいは一時保護所の職員だとそこで聞きっ放しになってしまったりするとその先に行かない。それをやはりしっかり拾い上げていくようにすべきだというような御意見ですね。

○能登委員 そうですね。本当にそこで子供たちの声を拾い上げるシステムというものを、きちんとつくっていただきたいという希望も含めてです。

○磯谷部会長 以前から、とにかく周りの大人たちがみんな子供の意見を聞けるようにならないといけないという話が出ていましたけれども、確かに今、能登委員のお話は、更に聞いた先がやはりしっかりとしかるべきところに伝わっていくのか。そこもきちんと意識して制度をつくらなければいけないのではないかという御意見かと思いました。もっともな御意見だったと思います。

これは事務局で、全体の仕組みの中でまたお考えいただければと思います。ありがとうございます。

他はいかがですか。

では、佐久間委員お願いします。

○佐久間委員 皆様のお話を聞いて、少し分からないことがあったので教えていただきたいのですが、先ほど柏女委員が、親がいなくなって中学生くらいになると自立心もあるので、自分で生活保護を受けて生活したいという権利、それを権利と言うのかも分かりませんが、それを主張した場合、一人にしておくのは危ないからという説得があるというお話だったのですが、例えば主張した子供が一人で生活保護を受けて生活はできないのだよということを受容できなかった場合は、また差し戻して審議されたりするのでしょうか。基本的な質問で申し訳ないです。

○柏女委員 子供は訴えるのではないかということですか。

○佐久間委員 はい。児童福祉施設には行きたくないということを書いて、もともと住んでいた家で一人で生活していきたい。15歳くらいになったら、未成年ですから危ないとは思いますが、それを主張した場合、それが受け入れられるものなのかを教えてください。

○柏女委員 制度上、どうなっているかというのをお願いできますか。

○佐久間委員 未成年でも生活保護を受けることはできるのですか。

○影山児童相談専門員 現実には、中学生とかであるとなかなかそれは難しいかと思います。

中学を卒業している子供であれば、場合によってはそれができないわけではないですが、全く保護者がいないとなると後見人の問題などはどのように整理するのかということは当然出てくる問題だとは思いますが、要保護児童対策地域協議会等を活用し支援の枠組みを作ったうえで、生活保護も含めて地域で支援していくこともあると思います。

ただし、先ほどの話とそれがエンドレスのような形で続くかどうかということところはまた別の議論なのかなとは思っています。

○佐久間委員 分かりました。エンドレスではないということは理解できました。

○磯谷部会長 おそらく、柏女委員がおっしゃったのは、子供が申立てをしてきたら門前払いで、あなたはの間やったからもう駄目というように初めから言うような仕組みではないほうがよいのではないかとのことですね。

もちろんこれから色々とケースを重ねていく中で色々な工夫はあるのでしょうかけれども、おそらくそのような御趣旨でおっしゃったかなと思います。

○柏女委員 その可能性があるならば、例えば近くの親族、おじさんなどが定期的に見に来るからというような条件をつけられれば、生活保護でもやっていけるというようなことがあれば、そのような状況を考えていくということは大事なことだろうとは思っています。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。

さて、随分この児童福祉審議会への申立てのところは本当に議論が深まったかと思えますけれども、事務局で特にこの児童福祉審議会絡みでさらにもう少しここということはございますか。

○小林子供・子育て計画担当課長 本日、様々な御意見を頂戴いたしましたので、一旦整理をさせていただきます。どうもありがとうございました。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

そうしたら、残りが20分かそこらになりましたが、意見表明等支援員のところ、資料2の絡み、それからあとはむしろ資料5の提言（案）の本日は骨子ということでお配りいただいていますけれども、この辺りについてどうぞ御意見がございましたらお願いいたします。

では、永野委員をお願いします。

○永野委員 ありがとうございます。

どこに入るか、今、考えあぐねているのですけれども、骨子の2ページ目の「意見表明等を支援する仕組みの充実」という2のところですが、ここは意見表明等支援員のところ

に（２）から入っていくのですけれども、以前お伝えしたような気がするのですが、会議への本人の参加という部分が抜けているような気がするので、意見表明等支援員を活用する方法もあるし、一方で子供本人が自分で話すということもあるわけなので、３になるのか、１と２の間に入るのか、（１）と（２）の間に入るのか、少し分からないのですが、本人の参加ということは明確に位置づけるべきかと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 それは、要するにその支援方針などを議論するミーティングなど、そういったところにとということですか。

○永野委員 方針会議でなくてもよいと思うのですけれども、よくあるのはファミリーグループカンファレンスのようなイメージですが、子供と児童相談所の関係者、または親を子供が選ばばですけれども、同席するような形で自分の意見を言えて、どうなっているか説明を受けるといった場があるのではないかと。それがおそらく、措置の前に意見を聞くという意味なのではないかと私は思っていたのです。

ですから、聞いてきましたよと意見表明等支援員の方が言うだけではなくて、代弁だけではなくて、本人が直接セルフアドボカシーするという場がまずはあるということが大事かなと思っていて、今まで言ってきたつもりだったということです。

うまく説明できずに申し訳ないですけれども、そのような意味です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

それは、常にというわけではないという理解でよいですか。というのは、やはり迅速性の問題であるとか、あとはそれぞれのケースの個性もあるかなとは思っているのですけれども。

○永野委員 そうですね。理想論を言えば全ケースだと本当は思うのですけれども、本人が来るか、もしくは意見表明等支援員が来るかだと思います。そのどちらかはやらないと、オプトアウト以外は意見表明等支援員を全ケースにつけるのですよね。自分で言います、大丈夫ですと言われたら、自分で言うわけですから、自分が言う場がどこにあるかということ。

違っていたら申し訳ないですが、そのような意味だと思っていました。誤解していたら申し訳ないので、修正してもらえたらと思います。

○磯谷部会長 オプトアウトは、要するに意見表明等支援員に話を聞いてもらうかどうかというところで、もう僕はいいよと言う人であれば、それは特にやらないという理解だと思いました。

それで、今の措置決定の前に、とにかく原則子供も交えた形でそのような説明といたしますか、お話を聞く機会というものを設ける。それで、そこに意見表明等支援員も来てもらうということだったかと思えますけれども、これは事務局の理解としてはどうですか。

○小林子供・子育て計画担当課長 この議論の前提になっております児童福祉法の改正のところで、国の資料では、子供の意見聴取の仕組み等の整理として大きく3つの柱があります。

1点が「子供の権利擁護に係る環境の整備」ということで、これは本日御議論いただきました児童福祉審議会の審議に関するものです。それで、もう一点が「意見表明等支援事業」で、これもここで御議論いただいているものになります。本部会で対象としているのはこの二点です。

その他に、法改正で3点目といたしまして、「児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等」というものが、これも義務になっております。

ですので、事務局では意見表明等支援事業がそちらの手続ときちんとリンクをするといえますか、意見聴取の手続に当たって意見表明等支援事業を使いたいという子供がいれば、きちんと使えるようにしていくという制度設計をここではしていくということを考えていまして、法で義務になる児童相談所の手続等については今ここでは直接的な議題にはしておりません。意見聴取に対して、新しくできる意見表明等支援事業をうまくリンクさせて、子供が使えるような形にしていくにはどうしたらよいかということ、詳細につきましては今後ということにはなるのですけれども、検討していきたいと考えております。

○磯谷部会長 永野委員、まだありますか。

○永野委員 ということは、意見表明等支援員が措置に関する意見を子供から聞いたら、どこに出てくるということですか。どの会議にその意見が上がるということですか。措置の前に聞くわけではないのでしょうか。

一時保護された子供たちの意見を聞くということですから、これからどうしたいと思っているというようなことを聞いて、帰りたいけれども難しいかなというようなことを子供が言ったとしたら、その声は援助方針会議のようなところに上がるということですか。

○小林子供・子育て計画担当課長 子供の意見を聞くことが前提になっていますので、自分で言えるという子供については本人が言った意見というものが本人の意向としてきちんと議論のテーブルに載ることになります。

それで、意見表明等支援員が聞いた本人の意見というのは、意見表明等支援員が聞いた

本人の意見として、やはり本人の意向として同じように援助方針を決定していく場で資料になるといいますか、勘案されるという形になります。

○磯谷部会長 では、川瀬委員どうぞ。

○川瀬委員 そもそも子供本人が会議などで方針が決定されていく場にあまり参加するということが標準化はされていないと思うので、それもおそらく併せて進めていく必要はあると思うのです。

それで、現状でいうと、例えば自分たちが関わっているところで言うと、定期的に訪問をして、それをケースワーカーに伝達をしていきながら、より子供の意向を具体化したり明確にしたということを添えて方針に反映していただくということをしているかと思うのですけれども、そうすると実効性のようなどころなどは少しまた弱くなってしまうこともあるかもしれないですし、その後どのように子供から上がってきた意見というものが取り扱われていくかというようなところの見えなさのようなものも感じていたりするので、その辺りも少し課題であるかなと永野委員の話を聞きながら思いました。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

影山児童相談専門員、どうぞ。

○影山児童相談専門員 今のお話なのですけれども、援助方針会議の場で改めてひっくり返るような話がぽんと出てくるということは、なかなか難しいのかなと思います。ある意味で児童相談所運営指針等に基づけば判定会議、いわゆる各診断がそろってみんなそれをすり合わせる段階で、では子供の意見は児童福祉司が聞いたらどうだったのか、児童心理司はどうだったのかというところでまずきちんと、子供はこう言っていますよという話があって、意見表明等支援員がついているのであれば当然その場に何らかの形で意見を出していただく。実は子供からこのように自分は聞いているのだけれどもどうなのだとということをしていただいた上で、ある程度、案を練った上で最終的に援助方針会議でみんな議論をするという形なのかなと思うのです。

本当に援助方針会議に子供自身が参加するのか、あるいは意見表明等支援員が直接参加してそこで議論をするのかということは、これはまた次の話なのかなと、この話とは少し違うところで議論しなければいけないことなのかなと思うのですけれども、その辺りのところを含めて委員の皆様のお意見をいただければと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。基本的には子供自身の参加の問題というところが意識されているのでしょうかけれども、理想的な部分と、それから現状の部分とのある程度乖

離がある中で、どこまでできるのかというところはあるかと思いました。

それで、先ほど永野委員もおっしゃったように、援助方針会議でということではなくて、しかし、それでもやはり実質的に議論する場に子供も参加する。そして、意見表明等支援員もできれば一緒に参加するような運用というのもひとつあるのではないかというお話でしたし、それは方向性としてはそういったものが運用として進んでいくとよいのかなとは思いますが、それは方向性としてはそういったものが運用として進んでいくとよいのかなとは思いますが、逆にそれを必ずそうしなさいという話が決められるかというのはまた別の話なのかなと思いましたが、事務局としてはそのような理解でよいですか。

○小林子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

児童相談所等が行う意見聴取等につきましては、今まで運営指針等に基づいて行われていたものが今度は法律上の義務ということになりますので、これこそ国の制度なども踏まえて、先程申し上げたとおりおそらく別のところでの議論になるだろうと思っております。

ですが、できるだけきちんと意見表明等支援員を介して得た子供の意見というもの、それから意見表明等支援員を使わなかった子供の意見も、それは等しくきちんと提示されて勘案されるべきだと思っておりますので、どちらかであれば伝わらないだとか、うっかりタイミングが合わなかったというようなことがないように、できるだけ工夫して考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

他はいかがですか。

では、まず柏女委員お願いいたします。

○柏女委員 別の件でよろしいですか。

○磯谷部会長 はい、大丈夫です。

○柏女委員 この骨子の第4章のモデル実施についてなのですが、「導入場面」のところでは「一時保護中又は里親委託中の子供」ということで、いわば措置の種類でモデル事業を限定しようということだと思っておりますが、これはモデル事業なので、幅広く意見表明等支援員が必要な場面を集めたほうがよいと思うので、このようなやり方ではなくて、いわば一定の児童相談所などを担当して、指定して、そしてその全入所措置等を対象にするとか、そのようなことを考えたほうがよいのではないかなと思います。

児童養護施設でも意見表明が必要な事例は当然あるわけで、絶対におうちへ帰りたいという子供ですとか、それから非行をしてしまったために児童養護施設から児童相談所に一時保護をお願いするとか、そのような話に、絶対行きたくないというような事例なども、

措置中のことでもあるので、そのようなことを考えると幅広く事例を集めたほうがよいかなと思いました。

以上です。御検討いただければと思います。

○磯谷部会長 分かりました。モデル実施の場合でも、場面としては幅広く行うべきだというような御意見だったかと思います。

他はいかがですか。

山下委員、どうぞ。

○山下委員 私は先ほどの話に少し戻ってしまうのですがけれども、先ほど援助方針会議などに出るか、出ないか問題があって、実務上、おそらく援助方針会議にまで本人が出るのは現実的ではないのだろう。あとは、子供の意見も尊重した上で、最後は子供の最善の利益を考えて大人の責任として判断しなければいけないというところもあるのですがけれども、重要なのはそこよりもむしろ子供自身が自分自身の人生のことなのに、自分の知らないところで決定されていると感じないようにすることが今回とても大事なことなのだろうと思っています。

だからこそ、どのような会議、集まりに出るか。例えば、カリヨン子どもセンターであれば、入居したら1週間以内に関係者で集まって、必ず本人もいる場で今後どうするかという話を決めるということがありますけれども、こういった事案の場合にも子供本人が自分の知らないところで決定されているのではないのだと感じるためには、援助方針会議ではなくてどのような集まりで、どのような議論の場に、誰がいる場かというのは、おそらくケースによっても、あるいは子供によっても状況は違うと思うのです。

そこをまさに調整するのが意見表明等支援員の役割の一つでもあるのかなと思っています。意見表明等支援員の方は措置のケースワークというか、調整にはタッチしないとか、子供の意見のサポートをするということが中心になっていると理解しているのですが、今のような、ではどういう場でとか、どういう集まりであれば子供が自分のことを勝手に決められているのではない、自分の意見を尊重されているのだと感じられるプロセスになるのかということも考えたり、そこを調整することは意見表明等支援員の方の重要な役割の一つでもあるのかなと、今の議論を聞きながら思ったところでした。

以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

それでは、次に川瀬委員どうぞ。

○川瀬委員 ありがとうございます。

資料2のところなのですけれども、4つの自治体の取組を調査していただいたところで、研修の応募の要件に資格等の要件を設けていないと定めているということで、ここはよいなと思ったのですが、では意見表明等支援員として登録するという段になると、結構専門職の方になっているのだと思うので、これはおそらく誰を登用するかという側に、このような人になっていただいたほうが安心だなとか、そのようなことがもしかしたら影響しているのかなと思うのです。

一方で、現場でアドボカシーの活動をしていると、専門職の方ほどきちんと子供の側に立つということに非常に苦勞されているような心象があります。やはり専門職の方々はそれまでの御経験や知見に基づいて、子供にとって何がベストかということを先にどうしても考えて、それまで御経験を積み重ねてこられた方が多いと思いますので、完全にバイアスというのでしょうか。その子供が何を本当は伝えたいのかとか、その背景にどんな思いがあるのかということフラットに聞くというのは結構専門職だからこそ難しい部分があるのかなと思って、この辺りは簡単に専門職の方のほうが適性が高いとか、そのようなことではないのかなと思ったりするので、色々な方がチームでやっていくとか、そこに本当に子供の側に立てているかというような独立性の確認を逐一していくというような仕組みというのでしょうか、そのようなことが重要なのだろうと思いつつ見させていただきました。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

能登委員、お願いします。

○能登委員 関連してなののですけれども、意見表明等支援員の方たちになるというのは非常にハードルが高いなど、研修時間や、それから面接で適性などという、随分とハードルが高いなということを感じるのですけれども、その辺りのところはどうか。

あとは、やはり研修で第三者委員の方たちにも研修をというようにお話がどこかに出ていたと思うのですけれども、第三者委員の方というのは、学識経験者の方とか弁護士の方などがどこの施設でも入っていて、一般の民生委員や地域の方にも入っていただいている感じだと思うのですけれども、学識経験者の方や弁護士の方は特に研修の必要はないと思うのですが、第三者委員をお願いしてやっていただいている地域の方たちに研修に参加していただくということは、非常にこれもハードルが高いのではないかなと思うのですが、

いかがでしょうか。

○磯谷部会長 そのような問題提起でございましたが、今の点については何か御意見ございますでしょうか。

それは、仕方がないと腹をくくっていただくという話なのかもしれませんね。

ありがとうございます。研修の内容についてはおそらく国もまた別のところで議論されているようにも伺っておりますし、いずれにしても詰めていかなければいけないのだろうなどは思っております。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

では、内山委員お願いします。

○内山委員 ここの担い手のところには出てきていないのですけれども、10月の部会で意見表明等支援員の担い手の条件と資質などということが非常に議論されていたと思うのです。

それで、資料2の「都における意見表明等支援員の資質や専門性の確保（案）」の線引きの部分などに書いてあるところが一定の条件があるのかなと思うのですけれども、今も出ていた研修のようなところの資質というところ、例えばそのようになったときにルーブリックの手法のような意見表明等支援員の職務能力基準書のようなものをつくる予定があるのか。

あとは、1つずつ気になっていたのは、松原委員が何回かおっしゃっていた意見表明等支援員の所属先は一体どこになるのか。独立性などを含めて、この所属先というのは一体どうなのかというのが少し見えてきていなくて、10月の会議資料では委託を基本とすると書かれていたのですね。委託ということは、例えば今、各地で上がっている子供アドボケートセンターとか、そのような団体のようなところに委託をしていくと考えておられるのか。そうなったときには、そこに所属している方々しか意見表明等支援員になれないのかなど、この委託という考え方がどのようなものなのか。所属先はどうなっていくのかと、そこが個人的には一番気になっているところです。

以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

今回、資料2で事務局に色々と調べていただいたと思うのですけれども、他の自治体でそういった委託先のようなものがどうなっているかということも含めて、もし可能であれば事務局から少し御説明いただけるとよいと思うのですが。

○小林子供・子育て計画担当課長 既に先行されている自治体につきましては、研修を実施されている機関にまた名簿のような形で登録をされていて、その方々に活動していただいているという形が多いと聞いております。

それで、前回でしたか、先行事例の話などもさせていただいたときも、実際に登録された方の中で動ける方の人数なども結構限定されていたりするというような実態もありましたので、おそらく登録制で、その中で案件やスケジュールなどに応じて意見表明等支援員として活動していただくという形を取っているところが多いと思っております。

○磯谷部会長 その上で、現時点で事務局としては東京都をどうしようと考えているかというのはいかがでしょうか。

○小林子供・子育て計画担当課長 登録制がよいのか、実際に例えばその団体へ直接的に雇用していただいて行うほうがよいのか。本日もその独立性と事業の組み立て方について色々御意見をいただきましたけれども、委託であれば独立性が担保されて、委託でなければ独立性が担保されないのかというところは、必ずしもイコールではないのかなと今日の議論を聞いていて思っております、もう少し具体的にどういうスキームで行うのかという詳細は今後の議論かと思っております。

それで、ここでまず大切にしたいのは、独立性を担保する。関係者の立場ではなくて、きちんと子供の立場でやれる人をお願いをするのだということを確認したい。それで、具体的なスキームについてはもう少し検討したいと思いました。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。

時間が少しオーバーしておりますけれども、特にこの骨子の辺りについて御意見は大丈夫でしょうか。

では、永野委員お願いします。

○永野委員 しつこくて大変申し訳ないのですが、先ほど山下委員がおっしゃった後のことに非常に共感しながら聞いていて、話が少し戻ってしまうのですが、先ほどの子供の意見がどこに出てくるのかという問題で、子供本人が出ないのであればどうするかという議論で、例えば家に帰りたくない、もしくは先ほど柏女委員がおっしゃったような、自立したいのだというような意見が出てきたときに、できませんよという決定が出て、あんなに意見を聞かれて話したのに、できませんよということが返ってくる。

それをどうするかということが、もしかしたら今、現実的にできるラインなのかもしれないなと思っていて、それは先ほどの話ではないのですが、説明する場にきちんと

関係者が集まって、このような結果になったよということなどを、あなたの気持ちはよくこのように聞いたけれども、それは難しさとしてこういうことがあってというようなことを説明するのかなと思ったりもして、自分の中でも整理がつかないのですけれども、何せ意見表明等支援員を置いたから完成するというのでは全くないということはおそらく共通理解だと思うので、この先のことを少し具体化していくことを考えなければいけないかなと思います。

しつこくて申し訳ないです。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。

では、武藤委員をお願いします。

○武藤委員 先ほど少し言いそびれたものですから、発言をしたいと思います。

資料4のフロー図のところなのですが、このシステムはあくまでも子供の権利、意見表明を尊重する仕組みということで考えていて、そうすると気になるのがこの「調査員」の調査をする範囲というのでしょうか、意図というか、そのような部分が児童相談所とかぶってくるとあまり意味がないのではないかと考えているのです。

要は、親権というか、親の権利との関係というのはどうしても出てくると思うのです。そうしたときに、子供自身の意見表明を尊重するという視点での調査をしていかないと、「調査員」がどちらかという親の意向を十分聞くというところになってくると、子供の権利が十分保障できないという可能性があるのですが、これは当たり前なことなのですが、子供の意見表明を保障する仕組みということであれば、専門員なり「調査員」なりが子供の意見表明がどこから出てきているのかとか、そのようなことを分析しながら、これをどうすれば尊重できるのかということなども含めた、そのような目的も含めた調査をしないといけないのではないかと思います。現実的にはやはり親の親権との関係というものは非常に出てくると思いますので、その辺りはどこに重点を置くべきであり、その趣旨や目的を取り違えてしまうといけないのではないかと考えたことが1点です。

もう一点は、資料5の骨子の第2章で1ページの下のところなのですが、これも私は1回目も2回目の部会でも意見を出させていただいたのですが、現実的には子供の権利ノートなどを配付して児童養護施設等で権利保障というものを相当説明している施設と、その取組が十分でない施設の格差というものが生じているのが実態であり、先ほどの話のように施設でこの子供の意見表明権を尊重するということを義務化するのであれば、もう少し明確にしながら、全ての施設で子供たちの意見表明が大切にされているというよう

なシステムを本当はつくっていかねばいけないのですけれども、どうも未だ努力義務的な部分で終わっているような気がするので、その辺りのチェック体制と施設間格差をなくして完全に義務化していくというのでしょうか。そのような取組をもっと一歩踏み込んでつくっていく必要があるのではないかと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

あとは、田中委員から今日の議論を色々お聞きになって思うところがあればと思いますけれども、いかがですか。

○田中委員 今日は仕組みを理解することで頭がいっぱいでして、山下委員の意見にあった色々な大人が出てくるところでは、私であれば、またこの人に言うの、この人に言うのかという気持ちになるので、なるべく一元化するという事は賛成かと思いました。

私自身はこのフローはよく分からないのですが、相談という部分に関して基本的には子供の権利擁護専門相談事業が窓口になるという認識で大丈夫なのですか。

○磯谷部会長 そうですね。基本的にはそこでまず調査をしてもらうということが想定されているようです。

○田中委員 川瀬委員がおっしゃったように、実際に申立てをした子供の声を聞くということが一番大事だとは思いますが、やはり若者の視点で言うと、もう少しラフに申請ができるインターネットなども検討されてよいのではないかなと思いつつながら、しかしそれはやはり実際に申立てを行った子供の声を聞きたいなと思ったことが感想です。

以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございました。

たしか川瀬委員もおっしゃっていたように、やってみてそれこそフィードバックというか、実際にどうだったのかというところをしっかりとチェックしながらまた、よりよいものにしていく必要があるのだろうと思いました。

そのようなところで大丈夫でしょうか。少しまた長引いてしまいまして申し訳ございませんでした。しかし、大変充実した議論ができたかと思っております。

そういたしましたら、今日の意見交換はここまでとさせていただいて、先ほどの資料5の提言なのですけれども、こちらと今日のお話を踏まえて事務局で最終的に完成版といいますか、全体版のようなものをおつくりいただくということになるかと思うのですが、そのために御意見をお寄せいただいて、それで最終的に事務局で整理をしていただいて、

一応次回が最後ということになっていますので、それで皆様にまたお諮りをしたいと思います。

そのようなことで、事務局から今後の予定につきまして少し御説明をいただければと思います。

○小林子供・子育て計画担当課長 本日も長時間ありがとうございました。

本日お示したものは骨子でございますけれども、提言（案）の本文につきましては今日いただきました御意見も踏まえてたたき台を事務局で作成をいたしまして、委員の皆様にごEメールでお送りをさせていただきたいと思っております。できるだけ早めにとっておりますけれども、その際に御意見をお寄せいただく期限等につきましてもお知らせをさせていただきますので、そこで御協力をいただければと思っております。

今後の予定は資料6のとおりでございますけれども、既に御案内しておりますとおり12月22日の18時半からの開催予定でございます。その場で皆様からいただいた御意見などもできるだけ個別に調整をさせていただきまして、その時点での調整案ということで出させていただきますので、次回そこで御確認、御議論いただいて終了、取りまとめというようになればと考えているところです。

以上でございます。

○磯谷部会長 それでは、本日の第6回専門部会はこれで終了させていただきます。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後8時46分

閉 会